

第 8 章 実現化方策の策定

8-1 今後の都市づくりの取り組み方針

菊陽町都市計画マスタープランの基本理念である「人と自然が共存する快適で安心な生活都市づくり」の実現に向けて、以下の取り組みを進めます。

(1) 協働による都市づくりの推進

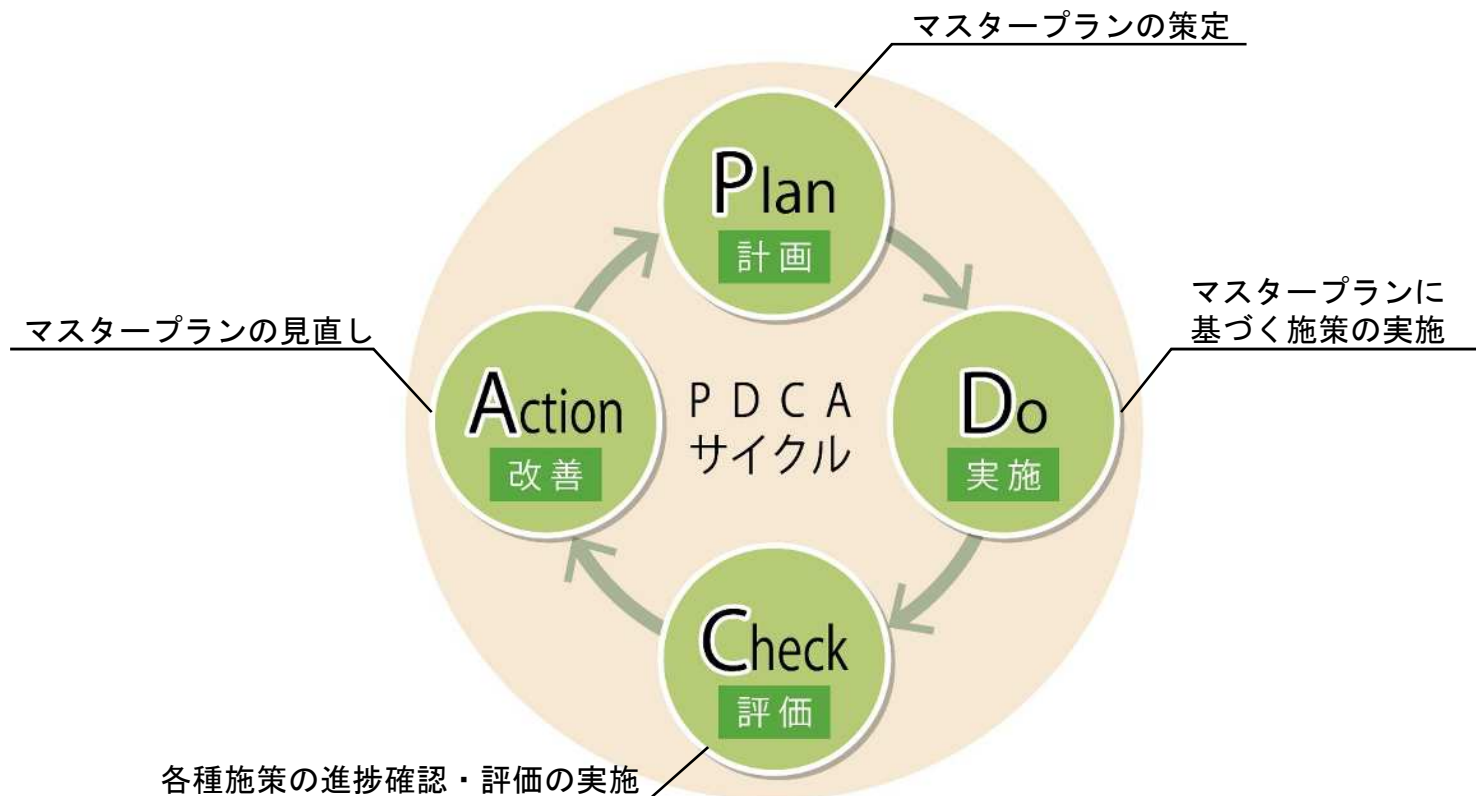
「菊陽町町民参画・協働推進条例」では、“自治の主人公である町民が、あらゆる知識、経験及び創造力を結集させ、町と協働し、住みよいまちをつくる”ことを掲げているため、町民、事業者及び行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、今後の都市づくりを進めます。

(2) 都市づくり情報の共有

協働の都市づくりを進めるためには、都市づくりに関する情報を共有することが重要であり、広報誌や町ホームページなどを通じて幅広く提供していきます。

(3) 計画の進行管理と見直し

都市計画マスタープランは概ね20年後を見据えた計画であることから、この期間に生じる経済、社会及び地域状況の変化や上位計画の見直しなどによる都市計画マスタープランへの影響を確認しながら、必要に応じて見直しを行うなど、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のPDCAサイクルにより、概ね5年ごとに評価を行い、適切に管理していきます。



8-2 実現化に向けた施策一覧

菊陽町都市計画マスタープランに掲げる都市づくり施策について、事業の名称、概要、対象地域及び施行期間について示します。

なお、施行期間に示す記号は、●が特定期間までの完了を目指すもの、○が20年以降も継続して実施していくものを示します。

また、計画期間が長期にわたる事業もあることから、法制度などの改正、予算の確保、社会経済情勢の変化及び上位計画の見直しなど、事業の存続などに大きな影響を及ぼす場合には、必要に応じて事業の改善や見直しを行っていくものとします。

(1) 土地利用

No	事業の名称	事業の概要	対象地域						施行期間		
			北 部	中 部	南 部	西 部	武 蔵 ヶ 丘	武 蔵 ヶ 丘 北	～ 5 年	～ 10 年	～ 20 年
1	幼児教育・保育施設などの充実	拡大を続ける保育需要に対応するため、待機児童の発生状況などを考慮し、既存保育所の利用定員の拡充を図るなど、新たな保育の受け皿の整備に努めます。	●	●	●	●	●	●			
2	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	人口増に伴い、学童保育需要の増加が大幅に見込まれる菊陽北小学校区において、新たな学童保育施設の整備を行います。	●						●		
3	久保田台地開発事業 （第5期総合計画 p61 より）	久保田台地の産業の集積に係る開発について、検討、調査、計画の策定などを行います。		●					●	●	●
4	白水地区他農地集積事業 （第5期総合計画 p61 より）	高生産・高能率の農業が展開できるよう、未整備地域の整備を促進します。		●	●				●	●	●
5	適切な集落内開発制度の運用 （第5期総合計画 p43 より）	市街化調整区域の活性化のため、必要に応じて地区計画及び集落内開発制度を運用しながら、適切な土地利用を図ります。	●	●	●	●			○	○	○

(2) 市街地

No	事業の名称	事業の概要	対象地域						施行期間		
			北 部	中 部	南 部	西 部	武 蔵 ヶ 丘	武 蔵 ヶ 丘 北	～ 5 年	～ 10 年	～ 20 年
1	住宅を所有している高齢者などの住み替え支援 （空家等対策計画 p31 より）	民間・NPO法人などと連携し、高齢者などの所有する戸建て住宅などを広い住宅を必要とする子育て世帯などへ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の生活に適した住宅への住み替えなどを促進し、空き家化を防止します。	●	●	●	●	●	●			
2	管理不全な空家などの除去 （空家等対策計画 p42 より）	管理不全な空家などの除去については、国の空き家など対策総合支援事業などの活用や本町独自の助成策なども検討しながら、支援を行います。	●	●	●	●	●	●			
3	JR原水駅周辺の市街地整備	人口増加及び交通結節点周辺の都市機能向上を鑑み、JR原水駅周辺において市街化区域の拡大に取り組みます。	●						●	●	●

(3) 都市施設

No	事業の名称	事業の概要	対象地域						施行期間		
			北 部	中 部	南 部	西 部	武蔵 ヶ丘	武蔵 ヶ丘北	～ 5 年	～ 10 年	～ 20 年
1	(都) 菊陽空港線、(県) 杉並木公園線、(県) 下原堀川線の延伸 (第5期総合計画 p47 より)	基幹道路整備の着実な整備・改良を行い、町内を縦横断する道路網の整備を推進します。	●						●	●	●
2	西部地区道路環境改善の検討 (第5期総合計画 p94 より)	武蔵ヶ丘北小学校区の南側から高速道路沿いまでを繋ぐ西部地区道路の構想・計画を策定します。					●	●	●	●	●
3	南部地区道路環境改善の検討 (第5期総合計画 p88 より)	東西に走る新たな道路を整備し、交通環境の整備と道路沿線の開発を進めます。			●				●	●	●
4	狭あい道路の解消 (第5期総合計画 p47 より)	ユニバーサルデザインの視点に立った町道の計画的な整備を進めるとともに、老朽化した既存道路の舗装整備などを推進します。	●	●	●	●	●	●	○	○	○
5	花立地区の雨水整備	花立地区の雨水対策について、近年発生している豪雨被害の軽減を図るため、雨水排水施設の機能拡充を進めます。						●	●	●	
6	下水道ストックマネジメント計画による施設の長寿命化	下水道施設の維持管理費用を出来るだけ抑えながら、計画的なメンテナンスや施設の長寿命化を進めます。	●	●	●	●	●	●	○	○	○
7	災害用マンホールトイレの整備	地震など災害時の衛生対策及び被災者の心身の健康対策として、指定緊急避難場所や避難所において、マンホールトイレの整備を進めます。	●	●	●	●	●	●	●	●	
8	菊陽杉並木公園拡張整備事業 (防災避難拠点の整備) (総合体育館の整備)	町の中央部に位置し、「やすらぎの空間と交流施設、文教施設が集まる交流拠点」として位置づけられた総合公園である菊陽杉並木公園について、災害時には(仮称)防災センター、光の森防災広場と連携した避難拠点となる防災公園としての機能強化を図るため、公園区域を拡張し、指定避難所となる総合体育館及び屋外避難場所となる多目的広場やテニスコートなどを整備します。	●	●	●	●	●	●	●		
9	交通弱者総合対策事業	公共交通は、地域住民の足として重要な役割を担っており、本町は、今後の急速な高齢化に対応した交通対策が喫緊の課題です。町の更なる高齢化に対応するためには、地域コミュニティ交通の運行、買い物支援など目的に沿った生活交通の充実、ボランティアによる外出支援など様々な対策が必要です。 また、本町は隣接する熊本市、合志市、大津町と住宅地や商業地も連担しており、地域住民の移動も市町を跨り、広範囲にわたっています。 交通弱者対策を効果的に実施するため、交通弱者のニーズにあった仕組みの構築や、課題を共有する近隣自治体間での公共交通の連携の検討を行います。	●	●	●	●	●	●	○	○	○

(4) 自然環境・都市環境の保全

No	事業の名称	事業の概要	対象地域						施行期間		
			北 部	中 部	南 部	西 部	武 蔵 ヶ 丘	武 蔵 ヶ 丘 北	～ 5 年	～ 10 年	～ 20 年
1	地下水かん養域の確保 (第5期総合計画 p40 より)	県及び各市町村などとの連携によって地下水のかん養や水資源の有効利用を推進し、地下水の質・量の保全に努めます。	●	●	●	●	●	●	○	○	○
2	杉並木・はげ並木の保存 (第5期総合計画 p39 より)	住民と行政が一体となった緑と環境を大切にするまちづくりに取り組みます。	●	●	●	●	●	●	○	○	○
3	リサイクル活動の推進 (第5期総合計画 p50 より)	地域におけるリサイクル活動を支援し、各種リサイクル法に沿って、資源回収から再利用への流れを推進します。	●	●	●	●	●	●	○	○	○

(5) 景観形成

No	事業の名称	事業の概要	対象地域						施行期間		
			北 部	中 部	南 部	西 部	武 蔵 ヶ 丘	武 蔵 ヶ 丘 北	～ 5 年	～ 10 年	～ 20 年
1	生垣など設置奨励補助事業	緑を保全し、緑化を図り、潤いとやすらぎのある都市づくりに努めます。	●	●	●	●	●	●	○	○	○
2	町指定文化財の保護・保存 (第5期総合計画 p15 より)	地域に残る貴重な文化財の保存に努め、住民に対しての周知・保護啓発を推進します。							○	○	○
3	豊後街道菊陽杉並木の保全 (第5期総合計画 p44 より)	自然的・歴史的景観の保全・再生による景観形成を図り、魅力ある街並みを形成します。	●	●		●			○	○	○

(6) 都市防災

No	事業の名称	事業の概要	対象地域						施行期間		
			北 部	中 部	南 部	西 部	武 蔵 ヶ 丘	武 蔵 ヶ 丘 北	～ 5 年	～ 10 年	～ 20 年
1	防災拠点の整備	町役場及び周辺公共施設と連携した防災対策機能や災害活動体制の拡充・強化を図るため、役場北側駐車場において、災害対策本部機能を備えた「(仮称)防災センター」を整備します。	●	●	●	●	●	●			
2	公園などの防災機能の強化	各地域の避難場所の核となる比較的規模の大きい公園、広場に耐震性貯水槽など防災機能を持った施設を整備します。	●	●	●	●	●	●	●		
3	菊陽杉並木公園拡張整備事業 (防災避難拠点の整備) (総合体育館の整備) ※再掲	町の中央部に位置し、「やすらぎの空間と交流施設、文教施設が集まる交流拠点」として位置づけられた総合公園である菊陽杉並木公園について、災害時には(仮称)防災センター、光の森防災広場と連携した避難拠点となる防災公園としての機能強化を図るため、公園区域を拡張し、指定避難所となる総合体育館及び屋外避難場所となる多目的広場やテニスコートなどを整備します。	●	●	●	●	●	●	●		
4	防犯灯、防犯カメラの整備 (菊陽町国土強靱化地域計画 p43より)	犯罪の起こりにくい都市づくりの実現に取り組みます。	●	●	●	●	●	●	●	●	
5	災害用マンホールトイレの整備 ※再掲	地震など災害時の衛生対策及び被災者の心身の健康対策として、指定緊急避難場所や避難所において、マンホールトイレの整備を進めます。	●	●	●	●	●	●	●	●	
6	指定避難所以外の避難可能な施設の機能強化 (菊陽町復興まちづくり計画 p4-8より)	身近に避難できる場所を確保するため、地区公民館などにおける防災機能の強化に対する支援を進めます。	●	●	●	●	●	●	●	●	